

令和4年第4回臨時会

清里町議会会議録

令和4年 8月 3日 開会

令和4年 8月 3日 閉会

清里町議会

令和4年第4回清里町議会臨時会会議録（8月3日）

令和4年第4回清里町議会臨時会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男		
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

9番 田中誠

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教育長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
副町長	本松昭仁
総務課長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町民課長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	北川実
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出納室長	三浦厚
生涯学習課長	熊谷雄二
生涯学習課参与	新輪誠一

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	伊 藤	浩 幸
主 査	阿 部	由美子
会 計 年 度 任 用 職 員	梅 内	千 夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

議会報告第2号	財政援助団体等監査（指定管理者）の結果について
議案第42号	役場庁舎冷房改修工事請負契約の締結について
議案第43号	介護老人保健施設特殊入浴設備更新事業契約の締結について

●開会・開議宣告

○副議長（前中康男君）

ただいまの、出席議員数は8名です。

ただいまから、令和4年第4回清里町議会臨時会を開会します。

○副議長（前中康男君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（前中康男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番 岡本英明君、2番 古谷一夫君を指名いたします。

●日程第2 会期の決定

○副議長（前中康男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 堀川哲男君。

○議会運営委員会委員長（堀川哲男君）

議会運営委員会より報告いたします。本臨時会の会期につきまして、本日8月3日、議会運営委員会を開催し本臨時会の運営について協議した結果、提出される議案の件数及び内容により、本日1日間とすることが適当と判断いたしました。

以上が、議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○副議長（前中康男君）

お諮りします。

本臨時会の会期は、委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（前中康男君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

●日程第3 議長諸般の報告

○副議長（前中康男君）

日程第3、議長諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会議務局長（伊藤浩幸君）

議長諸般の報告、4点につきまして、御報告申し上げます。

大きな1点目、議員の派遣状況及び会議等の出席報告についてであります。

(1) 諸問題要請活動について、7月1日、札幌市において行われ、田中議長が参加しております。北海道農政部に対し、記載事項の農業に関連する要望を行ってございます。

(2) 北海道における自衛隊の体制強化を求める総決起集会2022について、7月16日、千歳市で開催され、前中副議長が出席しております。小野寺元防衛大臣の講演により、研鑽を深めるとともに、記載の自衛隊の体制強化を求める決議につきまして採択をされております。

(3) 北海道横断自動車道北見地区早期建設促進期成会及び北見網走間建設促進期成会、遠軽北見道路整備促進期成会合同夏季要望活動について、7月21日、東京都において開催され、田中議長が参加してございます。道内選出国會議員、関係省庁に対しまして、記載事項6点につきまして、要望を行ってございます。2ページを御覧ください。

(4) 美幌町自衛隊協力会要望活動について、7月21日、東京都において行われ、田中議長が参加しております。防衛省に対しまして、記載の事項であります自衛隊の組織関係についての要望を行ってございます。

(5) オホーツク圏活性化期成会中央要望夏季活動について、7月22日、東京都において行われ、田中議長が総務2班として参加しております。武部農林水産副大臣、道内選出国會議員及び関係省庁に対しまして、記載の事項7点につきまして要望を行ってございます。

(6) 主な会議・行事等について、記載の会議・行事等に議長を初め、各委員が出席しておりますので、御報告を申し上げます。3ページを御覧ください。

大きな2点目、常任委員会等各委員会の開催状況について。

(1) 総務文教常任委員会から(3) 議会運営委員会まで、記載の期日案件で会議が開催されておりますので、御報告を申し上げます。

大きな3点目、例月現金出納検査の結果について、令和4年6月分につきまして、4ページのとおり提出されております。結果は、いずれも適正であるとの報告でございます。

大きな4点目、令和4年第4回清里町議会臨時会説明員等の報告について、5ページのとおりとなっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○副議長（前中康男君）

これで、議長諸般の報告を終わります。

●日程第4 町長一般行政報告

○副議長（前中康男君）

日程第4、町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは町長の一般行政報告を申し上げます。

初めに大きなⅠの主要事業報告であります。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。6月定例議会以降の経過について御報告を申し上げたいと存じます。新規感染者数は全国及び北海道においても、6月中旬から

7月上旬までは、減少傾向に推移いたしておりましたが、7月中旬からは、一転して増加に転じ、第7波が拡大する中、過去最多の感染確認が連日続いており、清里町におきましても、増加の傾向が見られるところであります。

また、国においては、急速な感染者数の拡大を受け、都道府県がB.A.5対策強化宣言を出せるように新たに制度を新設するとともに、行動制限は求めない方針を継続し、社会経済活動の取組を進めることとしておりますので、本町におきましても、記載の本部会議におきまして、対策を協議し、町民の皆さんに感染拡大防止対策の徹底について、ホームページなどにより、周知をしているところであります。

2ページのワクチンの接種状況であります。12歳以上の方に対する3回目のワクチンの接種につきましては、7月末現在であります。全体で2,971人、接種率では85.2%となっており、そのうち64歳以下と65歳以上の接種状況については、記載のとおりであります。全国及び北海道との比較においても、接種率については大きく上回っている状況となっております。

また、4回目の接種及び5歳以上11歳までの小児接種につきましても、記載のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、3ページを御覧ください。

2点目の諸問題要請活動についてであります。

7月1日、札幌市にて、北海道農政部、農村振興局及び生産振興局に対しまして、田中町議会議長、石井農協組合長と私において、緑ダムを活用した小水力発電事業並びに麦コンバイン及び麦乾燥調製貯蔵施設整備事業の竣工に当たりまして、所要の御礼と畑作構造転換事業、産地生産基盤パワーアップ事業を初めとする農業関係事業に対しての要請活動を行ったものでございます。

次に、3点目の全国山村振興連盟理事会及び中央要請活動についてであります。

7月8日、東京都、全国町村会館において理事会が開催され、記載の付議案件4件について、可決、承認をいただいた後に、3班編成によりまして、各関係省庁に対し、令和5年度の山村振興関連予算施策に関する要望活動を行ったものであります。

次に、4点目の北海道における自衛隊の体制強化を求める総決起集会2022についてであります。

7月16日、千歳市、市民文化センターにて開催がされておりました。副町長が出席をいたしております。北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会会長の主催者挨拶に続き、北海道知事及び隊友会会長の挨拶と、自由民主党北海道支部連合会会長からの来賓代表の挨拶をいただき、小野寺元防衛大臣からは、基調講演をいただいた後に、北海道における自衛隊の体制強化を求める大会決議を採択し、盛会のうちに閉会をしたところでございます。

次に、5点目の陸上自衛隊美幌駐屯地創立71周年記念式典についてであります。

7月17、18日の両日にわたり開催がされておりました。17日には美幌町市街地において、多くの町民の皆さんの見守る中、第6普通科連隊と101特化大隊による威風堂々のパレードが実施されており、副町長が出席をいたしております。

また、18日の式典には、田中町議会議長と私において出席をしておりました。当日は天候にも恵まれ、河村駐屯司令の訓示及び観閲の下に、機関観閲行進、オートバイドリル、公開戦闘訓練が行われ、盛会のうちに閉会をしたところであります。

4ページをお開きいただきたいと思います。

6点目のホテル緑清荘客室の小火についてであります。

7月21日、午前8時15分、ホテル緑清荘より新館宿泊室にて、小火が発生した痕跡がある

との連絡がありまして、総務課管財グループの職員2名により、現地にて当該客室のベッド横のルームライトや床絨毯、ベッドの一部の焼け焦げと煤の付着状況などを確認の上、消防へ通報したものであります。

なお、当該宿泊客の体調には異常がないとのことでありまして、また当該客室におきましては、現状復旧に向け修繕と、全館において火災報知機や電気器具類の安全点検を再確認の上、経営を永続してまいります。御心配、御迷惑をおかけいたしましたこと、誠に申し訳なく心よりお詫びを申し上げます。

次に、7点目の北海道横断自動車道整備促進3期成会、合同要請活動についてであります。

7月23日、3期成会において、北見網走間、北見遠軽間、旭川紋別間における高規格道路の整備促進を道内選出の国会議員と国土交通省、財務省に対し、4班編成にて要請をしたものでありまして、私は2班の班長として、小清水町長、清里、小清水、遠軽町の議会議長とともに、衆議院議員第2会館所在の国会議員12名に対し、記載の要請活動を行ったものであります。

次に、8点目の美幌陸上自衛隊の即応機動連隊への改編要請活動についてであります。

7月21日、美幌地方自衛隊協力会構成の隊区内2市8町の首長及び議会議長、商工会議所会頭において、第6普通科連隊から即応機動連隊への改編に当たり、隊員の増強と駐屯地の充実強化について防衛省に対し、要請活動を行ったものであります。

次に、9点目の令和4年度オホーツク圏活性化期成会、夏季中央要請活動についてであります。

7月22日、地区選出の武部新農林水産副大臣を初め、道内選出の国会議員及び関係省庁に対し、期成会構成の市町村長及び議会議長において、総務班、農林水産班、建設経済班の全体10班編成により、地方財政と地域振興の10項目、農林水産業に係る18項目、経済地域活性化に係る9項目、都合37項目に渡りまして要請活動を実施したものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

10点目の北海道土地改良事業団体連合会・オホーツク支部農林水産省農村振興局との意見交換及び令和5年度の農業農村整備事業に係る要請活動についてであります。

7月22日、オホーツク支部役員におきまして、農林水産省農村振興局より所管事業に係る5名の課長補佐の出席をいただき、日本型直接支払い交付金制度や食料の安全保障に係る基盤整備事業などについて意見交換を行ったものでございます。

また、意見交換の後には、道内選出の国会議員に対し、令和5年度の農業農村整備事業に係る要請活動を行っているものであります。

次に、11点目の斜里岳の救助事案についてであります。

7月19日、21日にそれぞれ記載の救助事案が発生いたしております。いずれも道警ヘリの出動と清里消防署、斜里警察署の署員により救助活動を行ったものでございます。

次に、12点目の大雨警報発令に伴う対応であります。

7月27日、午後10時22分に大雨浸水害警報が発令されましたので、発令と同時に災害対策本部情報連絡室を立ち上げ、所管課職員の出動により情報の収集対応を行ったものであります。なお、道路におきまして、軽微な法面崩壊と路盤の流出等がありましたので、砂利の補充と路面整正を行ったところであります。住宅への浸水や農作物等への被害報告についてはございません。

また、同日の午後11時44分に警報が解除されましたので、同時刻をもって情報連絡室を解散いたしております。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

大きなⅡの主な会議・行事等の報告についてであります。

北海道農業信用基金協会第 60 回通常総会、書面総会についてであります。

6月 22 日に書面にて開催がされております。付議案件は記載の 4 件でありまして、いずれも原案どおりに可決、承認がされたものであります。

次に、斜里岳山開き・安全祈願祭についてであります。

6月 26 日、網走南部森林管理署長ほか、山岳関係者 41 名が参加し、山小屋清岳荘前にて、斜里岳夏山登山の安全祈願が行われたものであります。

次に、阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト地域協議会についてであります。

6月 27 日に川湯観光ホテルにて開催がされております。記載の報告事項 2 件と話題提供があり、協議会構成の市町村から満喫プロジェクトに係る取組の進捗状況と要望事項などの意見交換が行われたものでありまして、私からは裏摩周展望台から摩周岳登山道に向けたトレイルランの整備と知床国立公園の区域見直しに係る環境省の考え方について、お聞きをしたものであります。

次に、摩周湖環境保全連絡協議会についてであります。

6月 29 日、弟子屈町公民館 2 階講堂にて開催がされております。付議案件は記載の 2 件でありまして、いずれも原案どおりに可決、承認がされたものであります。

次に、日本で最も美しい村連合定期総会についてであります。

6月 29 日から 7 月 1 日にかけて秋田県小坂町で開催がされ、副町長が出席をいたしております。29 日の夕刻には総会及び学習会に出席をされた皆さんによります懇親会が行われ、親睦交流が図られております。翌 30 日には定期総会が開催されており、記載の報告事項 2 件と付議案件 7 件について提案がされ、いずれも原案どおりに可決、承認がされております。

また、翌 7 月 1 日には、日本で最も美しい村連合が主催をいたしております、東北観光物産展と小坂町交流センターの視察研修を行い、全行程を終了したところであります。

次に 7 ページを御覧ください。

北海道土地改良団体連合会・オホーツク支部理事会についてであります。

7 月 4 日、北見市、ホテル黒部にて開催がされております。付議案件は記載の 3 件でありまして、いずれも原案どおりに可決、承認がされたものであります。

次に、清里町固定資産評価審査委員会についてであります。

7 月 5 日、役場 3 階各種委員会室にて開催がされております。今年度の審査委員会の委員長及び職務代理者の選出の後に、令和 4 年度の地方税法の改正概要、固定資産価格評価台帳の縦覧結果について報告の後、御質問、御意見をいただいたものであります。

次に、清里町農業担い手育成協議会総会についてであります。

7 月 6 日、町民会館 2 階会議室にて開催がされております。付議案件は記載の 5 件でありまして、いずれも原案どおりに可決、承認がされたものであります。

なお、協議事項の②から④におきましては、オホーツク農業共済組合が北海道農業共済組合に統合されたことに伴う要綱の改正、役員の脱退、補充であります。

また、議案の審議の後、結婚推進委員から取組の概要についての報告をいただき、意見交換が行われたところであります。

次に、オホーツク圏活性化期成会の役員会についてであります。

7 月 12 日、北見市、プラザホテルにて開催がされております。付議案件は記載の 1 件でありまして、夏期中央要請に係る要望事項の取りまとめを了したものでございます。

次に、全国森林レクリエーション協会北見支部運営会議総会についてであります。

7 月 12 日、北見市、ホテル黒部にて開催がされております。付議案件は記載の 3 件でありま

して、いずれも原案どおり可決、承認がされております。

なお、役員改選につきましては、全員が再任されているものであります。

次に、北海道てん菜振興自治体連絡協議会総会についてであります。

7月14日、ホテルポールスター札幌にて開催がされております。付議案件は記載の6件でありまして、いずれも原案どおり可決、承認がされたものであります。

なお、協議事項③の役員改選につきましても、全役員が再任されております。

次に、8ページをお開き願いたいと存じます。

北海道市町村長交流セミナーについてであります。

7月14日、ホテルポールスター札幌にて開催がされております。本セミナーにつきましては、自治体を取り巻くその時々状況を踏まえ、共通する政策課題や様々な社会情勢をテーマに開催されてありまして、今年は東京大学名誉教授の 養老 孟司 様には、「自治体行政に生かす脳科学」と題し、またNHKエンタープライズエグゼクティブプロデューサーの 堅達 京子 様には、「withコロナ時代を生きる気候変動リスクと適応」と題しまして、御講演をいただき研鑽を深めたものであります。

次に、令和4年度防災危機管理トップセミナーについてであります。

7月15日、北海道水産ビルにて開催がされております。災害時の危機事態において、的確な危機対応を行うことができるよう、北海道において市町村長を対象に毎年度開催されているものでありまして、本年度は記載の講師からの御講演をいただき、学習研鑽を深めたところでございます。

次に、清里町戦没者追悼式についてであります。

7月16日、町民会館にて開催されております。本年も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、御遺族、御来賓の皆さんにはお見えになられた順に献花をいただき、順次お引き取りをいただいたものでありまして、最後に主催者及び事務局員の献花、拝礼をもって式典を終了させていただいたところであります。

次に、令和4年度網走東部流域森林・林業活性化センター総会についてであります。

7月29日、北見市、オホーツク木のプラザにて開催がされております。付議案件は記載の8件でありまして、いずれも原案どおりに可決、承認がされております。

なお、協議事項④の役員改選につきましては、全員が再任をされたものであります。

以上、申し上げます、町長の一般行政報告とさせていただきます。

○副議長（前中康男君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○副議長（前中康男君）

質疑なしと認めます。

これで、町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○副議長（前中康男君）

日程第5、教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。

大きなⅠ、主要事業報告であります。

1 点目、新型コロナウイルス感染症への対応について。

児童の新型コロナウイルス感染に伴い学校内での蔓延を防止するため、清里小学校 3 年生において、7 月 22 日から 26 日までの 5 日間学年閉鎖といたしました。これに伴い、学童保育においても 3 年生は休止としております。なお、他学年においても児童の感染案件がありましたが、他の児童への影響はなかったということで閉鎖の措置には至っておりません。

2 点目、令和 4 年度オホーツク管内教育委員会協議会総会について。

7 月 7 日、網走市において 3 年ぶりとなる対面での開催となり、私と福田教育長職務代理者が出席をいたしました。付議案件は記載のとおり、令和 3 年度事業報告及び決算報告の承認、令和 4 年度事業計画及び予算の決定、そして役員改選等が行われました。

3 点目、第 57 回北海道市町村教育委員会研修会について。

7 月 15 日、札幌市において北海道市町村教育委員会連合会の主催により、こちらも 3 年ぶりに開催され、本町からも教育委員 4 名と私と生涯学習課長が出席いたしました。内容につきましては、1 点目が道内で長年、教育長及び教育委員を務められた方々 34 名への功労者表彰、2 点目は令和 5 年度文教施策に対する要望事項 6 項目の報告、3 点目は令和 4 年度教育施策の推進に関する次のページまでの計 9 項目に渡る項目の議決。次の 2 ページに参りまして、4 点目は北海道教育委員会青山教育委員による講話、5 点目は文部科学省からの行政説明「教師の資質能力の向上について」、6 点目が道内各地域からの事例発表によるフォーラムが行われ、教育委員としての研鑽を深めてまいりました。

続いて大きなⅡ、主な会議・行事等の報告であります。

スポーツ合宿の受入れについて。

本日 8 月 3 日から 17 日までの 15 日間、東京大学陸上運動部 30 名の参加による合宿が町内にて行われます。新型コロナウイルスの影響により 3 年ぶりの実施となりますけれども、現状におきましても全国的に感染者が増加している中での実施となりますので、受入れに際しては感染防止対策を徹底するためガイドラインを定め、選手たちにとって有意義な合宿となるようサポートをしてまいりたいと考えております。

具体的には、合宿参加者の 14 日前からの健康観察、合宿出発直前及び清里町来町後における検査の実施、合宿終了後、離町してから 2 日間の健康観察などを行うほか、滞在中に陽性者が出た場合の対応につきましても、教育委員会、清里町後援会、宿泊先である緑清荘などと連携を図りながら事前に対処方法を確認し、対応することとしております。

期間中は例年どおり町内でのロードを中心とした練習が行われるほか、小中高生に対する学習指導や陸上教室も予定をされております。

なお、学習指導につきましてはコロナ対策としまして、対面では行わず、タブレットを活用したオンラインでの指導とし、陸上教室についても屋外にて子供たちとの距離を確保しながら行われる予定としております。

以上、先ほども申し上げましたが、第 7 波の到来による厳しい感染状況となっているところでもありますけれども、例年どおり 10 月に予定されております箱根駅伝予選会での好成績を目指して、ここ涼しい、清里町でしっかりと選手 1 人 1 人が力をつけていただきたいと考えております

ので、町民の皆様のご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて大きな皿、その他。全道大会の出場結果についてでございます。

記載の2ページから3ページのとおり、6月から7月にかけて小学生、中学生、そして清里高校生が、陸上、弓道、水泳、サッカーの各競技において管内の予選を突破し、全道大会に出場を果たしております。

この中で、3ページの(5)第45回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会北海道予選会におきまして、清里小学校5年 原田充都君が50メートル自由形で8位入賞、(6)第40回北海道小学生陸上競技大会において、清里小学校6年 阿賀柁人君が1500メートルで8位入賞を果たしております。

この他、(1)の清里高校の陸上、(2)清里高校の弓道、(3)清里高校水泳、(4)清里小学校の児童が所属していますサッカー、最後(7)の清里中学校陸上。以上、各大会各種目におきまして、管内の代表選手として、それぞれ力いっぱい健闘してきたところでございます。

以上、申し上げまして、教育長一般行政報告とさせていただきます。

○副議長（前中康男君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○副議長（前中康男君）

質疑なしと認めます。

これで、教育長一般行政報告を終わります。

●日程第6 議会報告第2号

○副議長（前中康男君）

日程第6、議会報告第2号、財政援助団体等監査（指定管理者）の結果について、監査委員の報告を求めます。代表監査委員 篠田恵介君。

○代表監査委員（篠田恵介君）

それでは、地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者）を実施したので、同条9項の規定により、監査結果に関する報告書を提出するものでございます。

1、監査の種別でございます。地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（指定管理者）でございます。

2、監査の対象でございますが、団体・施設名、パパスランドさつつる。所管課名は総務課でございます。指定管理者名は、有限会社パパスさつつるでございます。

3、監査の範囲でございますが、公の施設の指定管理者の当該指定管理業務に係る収入支出、その他の事務処理の執行状況の審査及び不適切な会計処理等の有無の確認をしてございます。以下の括弧内は省略させていただきます。

4、監査の期間でございますが令和3年12月8日から本年の7月29日までとしております。次のページ。

5の監査の方法でございます。監査委員において、監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する課より、出納その他の事務執行が適切に行われているかどうか、不適切な会計処理等の有無の状況も含め、書面及び現地調査を行い、必要に応じて指定管理者及び所管課

職員等からの説明を聴取し、監査を実施してございます。予備調査として、監査委員事務局職員等による関係書類の事務処理状況等を実施してございます。

6、監査の結果でございます。

指定管理者において収入支出及びその他事務等について、不透明で不適切な事例が散見された。また、監査期間中において労働基準監督署から是正勧告を受けたが、当監査においても就業規則、雇用契約書等の不備など、労務管理が適切に行われていない事例を確認してございます。監査結果については、是正改善等の必要があるため、適切な措置、適切な事務執行に努められたい。

町においては、協定書に基づいて提出される規定の書類の内容の確認だけとなり、過去に行われていた実施に関する調査などが近年行われておらず、その内容の点検・指示が不十分であった。監督責任者として指導監督に努め、経理・管理業務の履行確認に十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。なお、事務処理上の軽易な過誤等については注意事項とし、関係者に対して指示・注意を行ってございます。

①不透明及び不適切な経理処理について。

ア、会計処理全体について。

指定管理者は当該施設管理における他の事業と区別して経理をしなければならないが、有限会社パパスさつつの経理と一体で会計処理を行っていたため、収支の根拠が確認しづらい状況となっている。指定管理者委託料積算分の温泉・周辺整備と、それ以外のレストラン・売店の経理区分が明確になっていない。

基本協定書第 25 条の規定のとおり、管理業務に係る経理とその他の業務にかかる経理区分等により、管理業務の実施に係る収入支出を適切に管理されたい。

イ、簿外の通帳の存在について。当該の通帳の存在を確認してございます。その通帳の用途につきましては、道の駅内の商品の販売代金の受取（代金引換による商品の発送）との説明を受けておりますが、個々の販売について、商品の内容、販売先、販売金額等について、帳簿や伝票等の証拠書類を確認することが出来なかった。また、当該売上の計上については、該当の通帳より該当金額を引き出し、レジにて現金販売として計上していた旨の説明を受けたが、しかしその一連の手続について監査時点において、明確な説明、証拠書類がなかった。なお、前代表取締役より私的流用は一切無いとの説明を受けたが、前述のように会計処理等は示されず、確認出来ない。簿外通帳があったこと自体が問題である。

ウ、経理状況及び指定管理業務報告書等について。令和 2 年度及び令和 3 年度分の一部の経理状況について、各種台帳、請求書、支出伝票等について書類審査を行った結果、以下の不透明・不適切な事例が散見され、収支の正確性が一部確認出来ない状況にあった。

- ・監査時において、総勘定元帳の記載で一部何の収入かわからないものや、補助元帳の買掛金にある宅配便や郵便料等について明細のないものが見られた。
- ・令和 2 年度分の広告宣伝費について、実際より少額が報告されており、年額で 57 万 8,716 円の差額が確認された。
- ・請求書、領収書が添付されていない伝票が見られた。
- ・支出事務処理の遅延が散見された。
- ・現金の保管が適切に行われていない。（銀行集金日まで多額の現金が金庫に数日間保管されたままになっている。）
- ・指定管理者においては、関係帳簿、関係書類を適正に整備を行い、毎月の業務報告及び年度ごとの事業報告について、十分に精査し、正確な書類を報告するように努められたい。現金の保管

については、夜間金庫等を活用するなどの手法を検討されたい。町においては、提出された書類の適切な精査、確認を行い、適正な事務執行及び業務執行に努められたい。

なお、不透明な経理処理については、会計事務所により過去5年間に遡った調査が行われ、不適正に処理された差額については、当該指定管理者が、前代表取締役等に当該期間の金利も含めて返還を求め、その返還が実行されたらと現代表取締役より説明を受けております。併せて不適切な処理の部分については、売店、レストラン部分の関係経費であり、温泉管理業務に係る不正はないとの報告を受けております。なお、後日、会計事務所で作成した残高試算表により、温泉収入等を再度確認してございます。

②管理業務の第三者への委託について。

パパスランドの管理運営に関する基本協定書第13条に、管理業務の第三者委託について制限が規定されておりますが、会計事務所を業務委託している状況に現在あります。第三者に一部業務を委託又は請け負わせる場合、事前に町側の承諾を受けることになっておりますが、監査時点において、事前承諾がなされていなかった。現在は町の承諾を受け、契約が結ばれていることを確認したが、他に同様の事案がないか、今後生じた場合について、十分留意されたい。

③労務管理について。

就業規則、雇用契約書、給料規程等に不備が見られた。労働基準監督署からの是正勧告もあり、早急に改善されたい。

④会社の組織体制等について。

今回の一連の不透明及び不適切な経理事務処理等については、前代表取締役が支配人、総務、経理全般の業務を一人で行っていたことが一番の原因であると、会社より説明を受けたが、体制改善を図れなかった会社に責任がある。現在、体制改善に取り組まれているが、役員、職員体制及び管理体制等について再点検し、会社として組織体制の改善、再構築に努められたい。

また、会社内部の監事による監査体制についても、例月出納検査また決算監査を実施するなど、内部監査体制の充実に努められたい。

7、総括。

今回、会社従業員からある意味内部告発的な文書により、一連の不透明及び不適切な経理事務等の発覚、前代表取締役による不適切な会計処理による差額の返還、また時間外労働賃金の未払い等を含む労働基準監督署により是正勧告があったことは誠に遺憾であり、また会社としての体が問われるものである。

また、前述の監査の結果と重複いたしますが、指定管理業務に係る月々の収支報告書が適切に行われていないなど、指定管理者の会計処理に問題があることが判明した。これは指定管理者において、会社組織の在り方、指定管理制度及び協定事項に関する認識が不足していたことに加えて、指定管理者から業務報告等があった際、町において地域会社という信頼関係があったとはいえ、その内容の点検・指示が不十分であったと考える。

なお、監査委員としても、少なくとも指定管理協定期間中に一度は必ず監査を実施し、是正改善を要する事項を指摘し、次の協定書締結に当たって、改善に資するようにすべきだったと自省するものでございます。今後、例月出納検査、定期監査等の中において、改善事項について確認、検証していく必要があると考えるものです。

指定管理者制度の適正性を確保するためには、モニタリング評価を有効に活用することが重要であり、具体的確認、点検方法や検討方法を示すことが望ましい。特に収支報告書においては、その経理内容を詳細に確認・検討するため、指定管理業務に係る総勘定元帳や収入支出に関する

調書、伝票の写しの提出、または目視での確認などの対応が必要と思われる。

現在、監査結果で指摘した事項及び労働基準監督署の是正勧告について、役職員一丸となって改善に取り組んでいるとの報告を受けているが、町民や利用者の信頼を著しく損ねたことは間違いのない事実である。今後の指定管理業務に当たっては、相当の覚悟により抜本的に改善を行い、町と連携して信頼回復に努めることを強く求める。町としても協定書等の再確認を行うとともに、責任を持って指定管理者の指導監督の強化に努められたい。

当施設だけでなく、指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するための民間のノウハウを活用するもので、多くのメリットがある一方、運用を誤ると施設本来の目的を損なうおそれもある。令和4年度より、指定管理施設及び委託業務の経営診断業務事業が導入され、労務、経営、事業診断等が行われているが、運営課題の把握と課題解決に向けての方策等が十分に検討され、制度の適切な運営により、住民サービスの向上に一層寄与することを望むものでございます。

以上、申し上げます。

○副議長（前中康男君）

これから質疑を行います。池下委員。

○5番（池下昇君）

それでは質問をさせていただきます。まずもって、ただいま報告を受けましたが、代表監査、それと議会から出ている監査の方には、本当に町の定例監査で忙しい中を、こういったパパスに対して、複数回監査を行っていただいたことを深く感謝いたしたいと思います。

昨年の11月から監査を行ったというふうに聞いておりますが、この8月になるまで複数回、札弦に出向いていろいろと聞き取り調査をしたり、または関係帳簿を見られたということは私も聞いておりますが、本当に大変な苦勞だったのではないかなというふうに思います。本当にありがとうございました。

それでは何点か質問させていただきます。ただいま、この報告書、読ませていただいて思ったのですが、報告書等には複数回、不透明そして不適切というふうな文字が並んでおりますが、監査委員として、正直、会社内部のこの前代表取締役役不正があったのかどうか、そこについてはいかがですか。

○副議長（前中康男君）

代表監査委員。

○代表監査委員（篠田恵介君）

不適當、不透明ということで表現させていただきましたが、不正といっても全く問題ないです。不正という言葉を使っても、認識としては問題ないと思います。

○副議長（前中康男君）

池下議員。

○5番（池下昇君）

実際に昨年12月の常任委員会の中で我々に配っていただいた資料、これは確かパパスの方から提出された資料かなというふうに思いますが、後に資料は回収ということで戻したんですが、私とその常任委員会の中で記憶として、また、ちょっとメモをとらせていただいた中では、数ページ目かに着服額明細という事項があります。着服というのは横領であって、間違いなくこれは不正であるというふうに私も認識をしておりましたが、何回か監査の方が入って、不正は間違いのないものであるということを知って、私もやはり同じ考えであったなというふうに改めて思いました。

本人が責任をとって、本年3月31日に自主退職をされておりますが、これに対しても、前の年の10月末には代表取締役を解任され、半年近くは事務引継等のためにおられたということなんですが、実は本来不正があって、この不正の金額が当初47万数千円という金額というふうに私は覚えておりますが、普通民間の会社ならばこういった不正があるならば、普通は解雇になるのかなというふうに私は理解するんですが。解雇にもならず、自主退社ということで処理されたようですが、本人はこの責任をとって退社するというふうなことで済んでると思いますが、これは会社の理事数名いると思うんですが、理事についてはどのような責任をとったのか。

また、監査としてその理事と数回会ってると思うんですが、そういった理事さんに対して責任はどうするんですかという監査委員としての追及とかはどうなんでしょう。行ったんでしょうか。どうなんでしょうか。

○副議長（前中康男君）

代表監査委員。

○代表監査委員（篠田恵介君）

不適切で不正な会計処理があって、その後、そういうこと発覚した場合はすぐ解雇なりされるのが通常だと私は思ってます。ただ、監査報告の中にもありますが、経理、総務、全般を前代表取締役が支配人として全て行っていたということで、即解雇すると会社が回らない。今現在もパパスランドは営業されてますが、そういう状況にあったということで、即解雇はされなかったと私は認識しております。

また、ほかの会社の役員について今回の責任をどうするのかということについては、私の方からは聞いておりません。

以上でございます。

○副議長（前中康男君）

池下委員。

○5番（池下昇君）

監査に入っても、言えることと言えないことがあるというのは私も十分わかりますので、その辺は理解出来ますけども。

また、今回のこの一連のパパスランドの問題について、この報告書にも本当に町民の方々や利用者の信頼を著しく損ねたということは間違いのない事実であるというふうに記載されておりますが、町としても十分に、今まで毎月上がってくるような報告書、それから年間通しての報告書、全て事務監査はしてなかったということが浮き彫りになったのかなというふうに思います。

本当に私自身も思いますが、町民の多くの方がこのことを知っておりますし、また後に従業員の未払いということで新聞にも載りましたが、実はそれ以前の問題でありまして、本当に、これ、パパスは一体どうなってんのっていう話が多くの方から聞かれたんですが、このことに対して、町の責任というのは監査委員としてどのように考えておられますか。

○副議長（前中康男君）

代表監査委員。

○監査委員（篠田恵介君）

指定管理者に業務をお願いするという観点から言うと、当然、町にも責任があるというふうに思います。

ただ、その責任をどういうふうにして果たしていくのかというのは、私ではなく、町側が考えることである。そういうふうに思います。

以上でございます。

○5番（池下昇君）

終わります。

○2番（古谷一夫君）

8か月に渡る監査、大変御苦労様でした。監査として、今回適切な監査の報告をいただいたというふうに受け止めてまいりたいと思います。本来であれば、監査委員の立場であれば請負契約であろうが指定管理であろうが、また委託事業であろうが、このような形で監査に入ることは、本来本旨ではなかったのではないのかなっていうふうに、非常に厳しいっていうか、前例のないお仕事をされたということに対して、まず併せて敬意を表したいと思います。

また、今回の指定管理に関する監査を通じて、様々な課題というものが見えてきたものがあるわけであって、こういった今回指摘された監査報告に共通するものが他の業務についても当然あるのではないかなというふうな形の中で、新しい取組を町として行っていくって形でしょうけれども、本来であればそういったことを行わなくても、しっかりとした責任と資格を持った事業者が町の公の仕事を請け負っていくっていうのが本来の形であり、今後、今回の事例を一つの糧としながら新しい方向にしっかりと町が動いていく。また、議会としてもしっかりとした議会としての権能を果たしていく。そういったことが町民の皆さんから求められている。そのことを我々議会としても自省を込めながら、事実関係だけについて2点質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、今回監査とは別に労働基準監督署が調査に入り、今年の2月25日付で全体として労働基準法、さらには労働安全衛生法の違反行為として7項目を指摘し、それに対して事業者については、指導票に基づいて3月19日まで労基のほうに改善に対する報告を行っているという事実になっていると思います。

特に、この内容を見てみると、まず事業者、企業としての基本的な部分である賃金の未払い、さらには労働契約、就業規則、もう企業として当然公の仕事を担う基本的な部分の指摘を受けている。

これは非常に重要な問題ではないかというふうに、私自身は受け止めているわけでございますけれども、監査の過程の中において、当然2月25日の労基からの是正勧告ですから、それ以前

から調査が入ってきたというふうに認識しておりますけれども、そういった労基の今回更正勧告に至る様々な調査、そして2月25日における労基からの更正勧告。さらにその後の事業者による改善の指導に対する報告。そういったものの一連の過程の中において、監査はどのような形で事業者または町からこういった内容について具体的な報告を受けたのか。

調査の過程の中においてどのような段階で、例えば議会で申し上げますと、具体的には3月定例会を終えた後に更正勧告があったとか、報告があったという、そういった内容を後出しと言っては非常に失礼ですけども、受けているわけであってで、そういったものがしっかりと監査の過程の中において、町当局及び事業者の方から報告がなされていたのか、把握したのか。まずこれが1点。

それと併せて2点目ですけども、前段の池下議員の質問とも関連しますが、先ほど代表監査からは不適切だとか言葉の遣いようはいろいろありましようけども、不正というふうに捉えても構わないような発言がありました。そういった中において当然、議会の常任委員会においても、担当の方からは、この経過報告の中においてそういった不正があったというような報告を受けている。

ところが、6月の定例会の池下議員の一般質問の中において、町長答弁においては、不適切な処理等の問題は既に是正されて不正ではなく、貸付けで処理されていたと。非常に、事務局と監査委員、それから理事者の認識が非常に乖離してる事実があるんじゃないか。こういった中で今回の監査委員、代監の方から不正というふうに捉えても構わないと。こういった事実認識の違いというのは非常に今後の改善に向けての取組に大きな影響を及ぼす、そういった方向性について、監査委員としてはどのように捉まえていったらいいか、現時点の考え方をお示しいただきたい。このように考えます。

○副議長（前中康男君）

代表監査委員 篠田恵介君。

○代表監査委員（篠田恵介君）

冒頭、古谷議員がおっしゃいました、監査がこういう事態に陥ったってこと自体、私自身も本当にやりたくないったらおかしいですけど、心を痛めながら監査させていただきます。

ただ、こういった指定管理者、特にパパスランドの場合、地域の会社がこの施設のために作ったような会社でございます。その中で、厚い信頼関係の中で事業が今まで進んできたということが実態でありまして。開設当初は、今の施設が始まった当初は、私も監査委員になったばかりでしたけど、担当課も毎月の帳簿について請求書等も確認しながら行ってきたという実態がありまして、お互い切磋琢磨しながら、衆知改善に向けて努力されていたということを知っております。その後、今回のような事態に陥ったということ、そのチェックがだんだんなされなくなったということもありますし、信頼し過ぎていたって言ったらかわいいですけど、そういうちょっと気の緩みがあったのかなというふうに思います。

御質問の点でございますけども、労務管理、労基からの更正勧告等について監査として受けているのは、まず監査に1回目に行ったときに、そういう労働契約書等があるのかというふうな話を聞いたところ、整備していないという報告を、直接、前代表取締役より受けています。

労働時間等の管理等については、事務室に入ってすぐ横にタイムカードがありまして、そちらで管理しているということ説明を受けておりまして、当然ながらその時点では、労働契約書等、

すぐ整備するようというふうに指示をしております。それから担当課から報告を受けたのは、一連の経理処理が滞っていることも含めて、商工会等の力を借りながら、労働契約書等を随時整備していくというふうな報告を受けておまして、それ以外は、なかなかすぐには進まないよというふうな報告を受け、年明けでしょうかね、さっきおっしゃった賃金未払いについては、実は私のほうも事後報告という形で、はっきりと日付まで覚えてませんが現代表取締役等が監査室にいられて、全体としてこれぐらいの金額をお支払いして、弁護士費用含めてこれぐらいの費用をお支払いしたというふうな事後報告を受けているということでございます。

あと、2点目の不正という認識、定例議会であったり、貸付金の処理ということでございますけれども、私が報告を受けているのは、貸付金の返還にしたというのは帳簿上の処理の方法であって、なかなか会計書類の中で不正という科目ってないものだから、そういう処理をするしかなかったのかなというふうな認識でございます。

以上でございます。

○副議長（前中康男君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

何らかの大変な状況の中で、関係帳簿、書類等がほぼ今回の報告書の中では、様々な問題点も散見されたというふうに非常に緩やかな表現されておりますが、実態としては常態化したというのが事実ではないか。そういった中において不正云々の関係についても、非常に一般企業、事業においては、そういった勘定科目はありませんから、普通であれば、私も民間で会計処理の責任を負ったことありますけども、不明金だとか損金等の処理を税法上どうやってやるかって非常に悩ますところであって、あくまでも会社の処理としては、財務上の処理としては、そういった形の中で行われたという認識によらず、実態としてはまるっきり、先ほど代表監査がおっしゃったような事実にあったという認識を向けながら、今後しっかりとした対応を求めていくことが必要ではないかと、このように理解をさせていただきたいと思えます。

今回の監査を受けながら、さらに町当局としては様々な形の中で改善や、または他の業務を含めて総合的な見直しを行っていくというふうに確信をしておりますが、引き続き、監査委員それぞれの立場で今後の在り方について前向きな取組、ぜひ進めていただきたい。このように申し上げて質問を終えたいと思えます。

○副議長（前中康男君）

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これで議会報告第2号、財政援助団体等監査（指定管理者）の結果についてを終わります。

●日程第7 議案第42号

○副議長（前中康男君）

日程第7、議案第42号、役場庁舎冷房改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいま上程されました議案第 42 号、役場庁舎冷房改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本件は地方自治法の定めに基づき、工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、役場庁舎に冷房設備を設置するための改修工事を行うものです。工事の概要について御説明いたします。本工事は庁舎事務室の他、会議室などに冷房設備を設置し、夏季における職員の健康管理を行うため、執務室環境改善を図るとともに、冷房設置に伴うキュービクルの増強に合わせ、役場地下室に設置しております高圧電気キュービクル等一式を災害に備え、消防分署屋上に配置替えを行うものでございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約であり、契約金額は 7,645 万円であります。なお、予定価格につきましては、7,867 万 2,000 円です。契約の相手方は、斜里郡斜里町文光町 48 番地 1、株式会社社長屋工業です。なお、工期につきましては、6 月定例会補正予算で説明のとおり継続費での 2 か年工事でありますので、令和 5 年 7 月 20 日となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○副議長（前中康男君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○副議長（前中康男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（前中康男君）

異議なしと認めます。

これから、議案第 42 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（前中康男君）

起立全員です。

したがって、議案第 42 号、役場庁舎冷房改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

●日程第 8 議案第 43 号

○副議長（前中康男君）

日程第 8、議案第 43 号、介護老人保健施設特殊入浴設備更新事業契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

ただいま上程されました議案第 43 号、介護老人保健施設特殊入浴設備更新事業契約の締結について御説明いたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、備品購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、介護老人保健施設特殊入浴設備更新事業であります。

契約の方法は、指名競争入札による契約であり、契約金額は 1,100 万円でございます。なお、予定価格につきましては、1,100 万円でございます。

契約の相手方は、北見市卸町 1 丁目 10 番地 5 にあります、三好メディカル株式会社 代表取締役 中本行洋であり、納入期日は令和 5 年 2 月 28 日でございます。

以上で、説明を終わります。

○副議長（前中康男君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○副議長（前中康男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（前中康男君）

異議なしと認めます。

これから、議案第 43 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（前中康男君）

起立全員です。

したがって、議案第 43 号、介護老人保健施設特殊入浴設備更新事業契約の締結については、原案のとおり可決されました。

●閉会・閉議宣告

○副議長（前中康男君）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 4 年第 4 回清里町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 10 時 45 分